

開拓使公文録「元中主典富田信定、贖罪例ニ依リ処断ノ件」

A case of Nobusada Tomita, officer of the Colonial Department
for Hokkaido (Kaitakushi)

工藤 義衛*

Tomoe KUDOU*

1. 資料の概要

本資料は、『開拓使公文録 明治六年 法憲之部』に収録されている「元中主典富田信定、贖罪例ニ依リ処断ノ件」と題された一連の文書である(注1)。

富田信定は、明治3(1870)年12月から同5(1872)年10月まで開拓使石狩出張所に在勤した官吏である。本資料は富田が退職した後、開拓使から告発され処断に至るおよそ1年間にわたる開拓使と各省庁の往復文書、富田信定の在勤中の風聞についての調書、関係者に対する事情聴取の報告書などの文書が綴られている。

この資料で富田信定が問われているのは、篠路川の管理費用の不明朗な支出、漁場入札での不正と一部漁業者との癒着、鮭密漁の取締りにおける職権乱用と罰金の横領などについてである。資料に記されている富田の行動を通して、その背景にあるこれまであまり知られていなかった明治初期の石狩町の様子が浮かびあがってくる。

富田が在勤した明治3年から5年ころは、札幌本府の建設が本格化するなかで石狩川から篠路川、大友掘(創成川)を経て札幌に物資を輸送するルートの重要性が高まっていた。開拓使石狩出張所は、物資の管理と輸送ルートの維持管理を担当し、物資を保管する官倉も石狩、篠路に次々と建設が進められていた。

また、岩手県、宮城県からいわゆる扶助移民が石狩に入地して花畔村、生振村が開村し、開拓が

本格化した時期でもある。鮭漁業は、旧場所請負人村山家から没収された漁場が、民間に払い下げられ、鮭漁場経営の再編が進められていた。まさに石狩の地域社会、産業の基盤が形成される時期であった。

文書には、生振村の扶助移民(救助移民)が、開拓使の工事に従事したことから30日間の懲役を受けたことや、村山家が所有していた鮭漁場の入札結果が一部の漁業者と富田信定との癒着の結果として受け取られていたことなど、この資料で見られない記述が多い。また、外交問題にもなった二分金の贖金問題や東京出張所と札幌本庁との軋轢などに関する記述なども興味深い。

2. 富田信定の履歴

富田信定は『残務履歴』(注2)に「生国相模 小田原県土族 開拓少主典 富田半平藤原信定 辛未年四十六 明治二巳巳年九月廿七日任開拓少主典農政庁訟刑法掛 同三庚午年閏十月十四日石狩詰拜命」とある。小田原県は、明治4年の廃藩置県により小田原藩から名称を変更するかたちで設置された県で、現在の神奈川県南西部にあたる。なお、富田が開拓使に在職していた頃、富田の実家は東京にあり、兄の信次が住んでいた(注3)。

『残務履歴』には、また「東久世通禧家来」ともある。東久世通禧は、三条実美らとともに京都を脱出し、潜伏生活を強いられた、いわゆる「七卿落ち」の1人である。明治に入り神奈川県知事

* いしかり砂丘の風資料館 〒061-3372 北海道石狩市弁天町30-4

を務めた後、明治2年8月25日に開拓長官となった。

富田が東久世家の家人であったことは、『東久世日記』の明治2年9月20日の項に、北海道に発つ東久世の随従者のひとりとして「雇人富田半平」とあることから裏付けられる（犀川会編1982）。

東久世一行は、明治2年9月22日に横浜港を出発し、25日に函館に到着した。富田が開拓使に採用されたのは9月27日で、函館に到着して間もなく採用されたことになる（注5）。富田が東久世家に仕えるようになったいきさつは不明であるが、もともと開拓使への就職のためだったのかもしれない。開拓使に採用されてから明治5年4月9日付けで権大主典となり、組織職階の改変により明治5年8月15日付けで中主典となった。

富田が石狩詰となったのは、前出『残務履歴』では「明治三年閏十月十四日」（新暦12月6日）である。また『免官履歴草稿』（注4）では、「明治五年十月晦日免官」となっており、石狩での勤務は、ほぼ2年間に及んだことになる。

富田は明治5年10月に開拓使を退職しているが、その理由は明らかではない。この資料によれば、開拓使札幌本庁は富田の申し開きを了承し、そのまま引き継いで良いか当時の開拓判官岩村道俊に確認していた（「2（11）松本判官ヨリ西村正六位外二名へ用意ノ回答」）。

開拓使本庁に富田の言い分を認めるかどうかためらいがあったということは、札幌本庁は東京の黒田清隆に促される前から富田の行動に強い疑念を抱いていたということになる。北海道史研究家の河野常吉の調査ノートには、「大主典富田信定東久世長官ニ附キ来ル不正ノコトアリテ罷メル」とあり、富田の退職は不正が原因だと認識が広まっていたことは確かである（注5）。

3. 明治4年の漁場入札をめぐる

本資料には、石狩町の有力者が何人も登場する。鮭の密売で摘発された森山友太郎は、その後

も漁場経営を続け、寺社総代を勤めるなど石狩町の有力者として重きをなした（注6）。また、富田の配下であった高島甚五郎（晴信）は、明治7年に開拓使を辞め、漁業者に転進した。明治30年代には石狩町第一部（本町地区）部長や衛生組合などの公職を勤め、石狩の古老、名士のひとりとして知られた（注7）。

不正が行われたとされる明治4年の漁場入札で、払い下げられた漁具類の評価額は、開拓使の見積では、2,682両余であった。これに対し工藤茂兵衛（注8）らの落札額は、『石狩往復壺 明治四辛未年』によれば倍近い4,638両余であった（注9）。この入札に応札した村山伝次郎（注10）、高橋新兵衛（注11）らのグループは、2,700両余であった（注12）。今回紹介した資料からは、評価額の2倍という過大な入札金の支払いに、工藤グループのメンバーが四苦八苦していたようすが見て取れる。

この時の出資者は、前出『石狩往復壺』では工藤茂兵衛を含め6名となっているが、7名とするものもある。（長谷川編、1968）また、今回紹介した資料によれば、土田宇兵衛（注13）、鈴木徳右衛門（注14）ら10名となっている。正式な入札者のほかに出資者がいたことも考えられる。また、落札後は、「村網組合」で漁場経営をしていることから、この組合への出資者も含めているのかもしれない。このように資料によってばらつきはあるが、出資者が10名前後いたということは注目される。これは当時の石狩町の経済力一端を示すものと考えられる。

こうした工藤グループの動きを、いつの時代にもある利権にからむ贈収賄事件とみることもできる。しかし、すこし長期的な視野に立って見ると、もともと工藤茂兵衛らは、安政3年に始まるイシカリ改革以後に石狩に来住したものたちであった。彼らのように新規参入した漁業者たちは、場所請負人経験者と比べ、漁場の経営は不安定で定着率も低かった（札幌市編、1989）。しかし、工藤茂兵衛らは、10名前後のグループをつくって村山、山田といった場所請負人出身の漁業者を出し抜くかたちで、漁場の権利を獲得した。さらに成

功したとは言えないものの、まがりなりにも共同で漁場の経営にあたっている。このことは、イシカリ改革から十数年が経過し、入札が行われた明治4年頃には、旧場所請負人以外の漁場経営者層が形成され、一定の力を持ちつつあったことを示しているものと言えるだろう。

イシカリ改革以後、場所請負人出身者を含め、どのように在地の漁場経営者層が形成されていったのだろうか。それは近代石狩の成り立ちを考える上での大きな課題である。

4. 資料の構成

本資料は、総体の点数が多いうえ、関係官庁の往復文書に調書などが何点も別紙で添付されており、その構成がやや判りにくくなっている。そこで文書全体を事態の進行に沿って下記の3つに分け、さらに付属の文書に枝番を与え全体の構成をより把握し易くするようにした。

- 1 札幌本庁への調査依頼から法務省への告発が決定するまで
- 2 法務省の追加調査依頼から札幌本庁の回答まで
- 3 札幌本庁の最終調査結果を受け富田の処断が決定するまで。

1の部分では、札幌本庁の小林らの調査により、富田の石狩での行状が明らかになってゆく。2では、こうした調査を受けて富田の告発を決めた東京出張所と告発を依頼された司法省及び札幌本庁の往復文書である。東京出張所の強い態度に対し、札幌本庁は「既に退職しているから」と消極的である。司法省は、さらに再調査を依頼するが札幌本庁は動きを見せない。3は札幌本庁からの報告とそれを受けての司法省が下した処断である。札幌本庁からの回答は、やはり富田の処分について消極的なものであった。その中には富田の所業の詳細とともに、なぜ処分に消極的なのか、ここに至るまでの経緯を明らかにしている。だが黒田清隆の断固たる指示により、富田の処分は断行されることとなったのである。

掲載にあたっては、解読の便を図るため旧字、略字で常用漢字にあるものは、これを使用した。朱字は（朱字）とした。ただし、特に朱訂が多い文書の表題については、解読の便のため訂正後の表題を示している。本文中で富田信定の「富」の字は、「富」と「冨」が混在しているが、「冨」に統一した。

謝辞：石狩市郷土研究会会長村山耀一氏からは文書の解読について、報文全体の構成については木戸奈央子氏から種々のご指導、ご助言をいただきました。深く感謝申し上げます。

明治六年十二月廿五日

元中主典富田信定、「贖罪例ニ依リ処断ノ件」

1 (1) 東京在勤西村正六位外一名ヨリ本庁在勤松本大判官へ富田中主典ヨリ差立ノ儀ニ付き往翰

元富田中主典ヨリ差立候金百二十円入留主宅へノ封状行違ノ次第委詳別紙ニテ御了知有之度然ルニ同人又奉職中如何ノ用モ有之既ニ先達テ被免本官候へドモ中主典俸給ニテ斯多ノ金ヲ所蓄差送候儀衆人被是疑惑テ生シ向來ノ取締ニモ相関シ候間当人石狩郡詰合中ノ動止篤ト御探索ノ上御申越有之度此段内書ヲ以申遣候也^(注15) 二月廿三日

*つけ札

(朱) ケズル

右別紙ハ三好清篤ヨリ鈴木大亮へ宛金子入書状函館庁御用状へ相頼差越候処開封致セシト見へ封印ヲ齟齬致タシ金子封入無之旨鈴木大亮ヨリノ届書ニ候事右函館ヨリ何分不申来候ニ付再應取調方促シ候テハ如何可有之候哉

1 (2) 松本大判官外一名ヨリ西村正六位外へ回答

元石狩詰中主典富田信定差立候金百二十円入留主宅へ封状行違ノ次第委詳ハ別紙ニテ可致義知尤 同人奉職中如何ノ間モ有之石狩詰中動止探索ノ上可申進趣致義知候八木下大主典小林中主典申出書御回シ申候間夫レニテ御義知有之度此段及御回答候也 三月三十日

1 (2) 1 別紙ノ一

大判官 石狩詰 辰野権大主典^(注16)

富田信定ヨリ別紙之通引受申渡候処一旦本府刑法掛ヨリ御処置済ニ相成候儀ニ候へハ右金子ハ沢田福蔵へ相戻シ候テ可然哉相伺候也 一月七日

1 (2) 2 別紙ノ二

一 金四拾貳円永拾九文

右ハ八幡町御蔵地御普請之節請負人大岡助右エ門^(注17)代沢田福蔵^(注18)ト申者生振村御救助農夫^(注19)十二人密雇致シ候ニ付農夫トモ三十日懲役福蔵ハ屹ト御叱ニテ落着ニ相成候処右密雇ノ儀ニ付兼テ福蔵ヨリ半賃銀三朱ツ、相渡シ置候ニ付残り半賃銀出張所ニテ取立候積リニテ書載ノ通取立精調不相成内福蔵義本府へ罷出テ今帰郡不致ニ付書類一同御引継申候也

壬申十一月 元中主典 富田信定

辰野宗城殿

1 (2) 3 別紙ノ三

大判官 辰野権大主典
八木下大主典

富田信定奉職中当出張所御金受払帳無之并辛未年以來取上品御払代金ノ内同人専断ヲ以遣払候儀ニ付別紙ノ通り申立何共不都合ノ筋ニ候へドモ既ニ職務御免ニモ相成候末不得止次第ニ付都テ引継受候様可仕哉相伺候也^(注20) 一月七日

1 (2) 4 別紙ノ四

辛未四月中ヨリ見出シ薪木入札払代金出張所除金ニ致シ置追テ大金ニモ相成候ハ、可申上心得ニ御座候処昨未年本府迄運漕ノ儀当郡詰御委任相成候ニ付篠路川ヨリ上小川根湊手入右除金ノ内ヲ以遣払其他小費ノ分モ右除金ノ内ヲ以別紙調書ノ通遣払候処右ハ伺済ノ上可取計且ハ一々證書モ可取置候処無其儀取計候段全ク心得違恐縮ノ至ニ御座候此段可然

御取計可被下候也

壬申十二月 元中主典富田信定
辰野宗城殿

1 (2) 5 別紙ノ五

当出張所御附備金運漕金除金出納ノ儀都テ受払帖ヲ以御引継可申処先々受払帳拵へ置不申諸事仕出ヲ以請払イタシ置候儀ハ金々心得違ニテ恐縮ノ至リニ奉存候此段可然御取計可被下候也

壬申十二月 元中主典 富田信定
辰野宗城殿

1 (2) 6 別紙ノ六

富田信定石狩詰合中ノ所業探索可致旨昨冬上局ヨリ御内命ニ付則同処出張探索ノ始末左ニ

- 一 西浜「テイ子」等昨年迄官ノ御手漁場所ニ有之候処本年ハ御手漁御廃止更ニ村網ト唱へ下方願人へ右場処相渡候積リニテ其旨郡中一般致布達候処身元相応ノモノ多分ノ願出有之候内至テ身元手薄ノ工藤茂兵エ土田宇兵衛鈴木徳右エ門等都合九人へ右場所相渡候趣然ルニ右茂兵エ外二名至テ富田ノ愛寵ヲ受候モノ共ニテ何レモ人物甚タ不宜就中茂兵エニ至テハ最モ奸曲ナルモノ日夜富田へ出入言聴カレ計行ハシ候姿ニテ之が為市中迷惑ニ及ヒ候件々有之右漁場相渡候節モ村網惣督ノ名ヲ与へ網并多量ノ塩貸付已レモ窃ニ其連ニ加入漁類取揚高ノ内ヨリ歩割金取立候テハ約定ノ処本年漁事利潤之無上右歩割差出候テハ迷惑ノ趣ニテ村網連中不折合ヲ生シ紛々物議差起リ候趣相聞へ候事^(注21)
- 一 右の九人ノ連中へ御貸付高金ニ積リ凡ソ五千兩モ有之趣本年漁事利潤無之上身代手薄ノモノトモ故障弁納ニ差支へ昨今富田ヨリ連リニ督責ヲ加へ候ヘトモ打寄千兩ノ出金モ不相成就中茂兵エ儀ハ運送方頭取被申付漁事拝借金共一人弁納分千六百兩余有之趣ニ相聞へ候事
- 一 昨辛未年十二月中富田儀東京へ出張致シ候節荷物四十箱其他塩引等多分持越身分不相応ノ荷物ト一時風評相立且其節見立振舞多人数自宅へ相招キ其失費百円計ヲ相掛リ候ヘトモ悉皆出入ノ町人共モヨリ弁金為致候趣ニ相聞へ候^(注22) 迄昨辛未年漁業中森山友太郎西谷幸吉手代共船々へ秋味致密売露見ニ及ヒ候処其魚不残并漁場共取揚候上過料トシテ友太郎ハ二百兩計リ幸吉ハ百兩金被取揚場船手ノモヘモ大々過料金申付候趣ノ事此過料金ハ甚タ楷數様ニ義リ候間庶務会計掛へ御届有無御調相成候ハ、判然御分リ可相成ト奉存候以上^(注23)

三月三十日 小林匡

1 (2) 7 別紙ノ七

先中主典富田信定石狩郡詰合中不都合ノ取計致シ候儀探索仕候趣申上候書付

- 一 富田信定職務被免辰野権大主典へ引継候ニ付書類一覽披タル候処御用途金請払帳無之不都合ニ付相尋候処最前ヨリ請払帳無之都テ取扱来リ候申立委細ハ別紙石狩詰伺書写ノ通りニ有之候何レ場所ニテモ請払帳無之テ諸勘定可相立筋ニ無之如何程ノ奸曲ヲ相働候テモ取調様無之尤不都合ノ次第ニ付嚴重御処分可有之筈ニ候ハ氏既ニ職務被免候末ニ付無全儀趣ヲ以石狩詰伺ノ通相済候
- 一 壬申八月中鮭大漁ニ候処塩不足相成取揚ノ魚腐敗致シ郡民及至難渋ノ趣ニテ代金ハ直ニ上納イタシ候間札幌御囲并ニ篠路ニテ味噌醤油造込入用之分ニテモ可相回旨再度掛合ニ付郡民ノ難渋難忍見精々差操塩三千二百俵全相回シ候処工藤茂兵エ外兩人へ相渡シ候ノモノニテ其外難儀ノ者共へ更ニ不相渡代金未タ一金モ不相納済次第右ノ儀ニ付テモ何様ノ奸計有之哉難相分候^(注24)
- 一 御取税秋味并ニ網等ヲ工藤茂兵エ其外ノ者共へ払下ケ是又代金上納不相成不納ノ分惣高金一万五百円金ノ内辰野権大主典其他ノ官員嚴重取調三千円程上納ニ相成七千円ニテモ即今取立難相成七月中迄延納願出候次第ニ御座候也
- 一 辛未一月富田信定出京ノ節ニ工藤茂兵エへ餞別金可差出旨程能申聞同人へ可相渡運送賃ノ内ニテ金ヲ百円引去貰受候趣此程工藤茂兵エ前條ノ手筈ニ相成上納嚴重申付候ニ付頻ニ苦情申居候趣ニ御座候右探索仕候趣書面之通ニ御座候依テ別紙石狩詰付書写相副此段申上候也

明治六年

三月二十九日

八木下大主典

松本大判官殿

2 (1) 黒田次官ヨリ司法大輔福岡孝悌へ掛合^(注25)

当使元中主典足柄県土族富田信定北海道石狩国在勤中金銀出納自俣ノ取扱有之候ニ付探索申付置候処八木下大主典小林中主典ヨリ別紙ノ通り申出候兩人申立ノ次第小異同ハ有之候ヘトモ大要不都合ノ次第ニテ御省ニ於テ糾弾ノ上御処置有之度此段及御掛合候也

2 (2) 司法大少丞ヨリ八木下大主典外一名同上ノ儀ニ付当省可差出掛合

八木下大主典

小林中主典

右兩人ノ中当時在京ニ候ハ、其御使元中主典足柄県土族富田信定儀北海道石狩国在勤中金銀出納自俣ノ取扱致シ候一件ニ付相尋度筋有之候間明廿三日午前第九時当省裁判所へ罷出候様申達シ有之度若不在ニ候ハ、当時出京中ノ者ノ内右事件ニ付相心得居候者一人前同様御差出有之度此段及御掛合候也 五月廿二日

2 (3) 開拓判官ヨリ司法省へ申上ノ回答

当使

八木下大主典

小林中主典

右兩人ノ在京ニ候ハ、富田信定北海道在勤中金銀出納自俣ノ取扱シ候一件ニ付御尋ノ儀有之其裁判所へ差出候様若不在ニ候ハ、右事件相心得居候者可差出旨御掛合義知イタシ候、然ル処前兩名ハ当時北海道札幌在勤且滞京ノ者ニテ右事件相心得居候者無之候條右御義知有之度此段及御報候也 五月廿二日

2 (4) 西村正六位外一名ヨリ松本大判官へ往翰

元中主典富田信定石狩在勤中金銀出納自俣ノ取扱致候儀ニ付別紙之通司法省裁判所ヨリ申越シ候間至急御取調御回答有之度此段及御掛合候也 六月廿四日

2 (4) 1 別紙ノ一

御使元中主典足柄県貫属富田信定北海道石狩国在勤中金銀出納自俣ノ取計イタシ候由ノ一件ニ付探索書御差越云々御掛合之趣委細義知イタ(朱訂・至)シ候信定呼出シート通相糾シ候処別紙下ケ札之通申立符合不致此上夫々確証無之右探索書ノミニテハ糾弾難致且同人処断ノ都合モ有之候間右確証●有無御取調至急御回答有之度此段及御掛合候也 六月二十日

2 (4) 2 別紙ノ二

前段別紙ノ七ト同文(朱字)

(略)

2 (4) 3 別紙ノ三

前段別紙ノ六ト同文(朱字)

(略)

2 (4) 4 別紙ノ四

前段別紙ノ四ト同文（朱字）

（略）

2（4）5 別紙ノ五

本文用途金受払帳先取設無之候ニ付右同様出納取計候段ハ恐入候ニ付已ニ免職引継ノ節其段申立聞済ニ相成候旨申立候左スレハ此一件ハ更ニ御所分相成候様ニ相聞候事」

本文塩三千三百俵金ノ内千二百俵ハ土人其手獵（朱訂・漁）ノ上差出候鮭ハ遣ヒ払其余工藤茂兵エ山田久五郎小野武助畑山万吉へ割賦ノ上下ケ渡シ代金ハ壬申十一月中迄ニ上納可被旨申付ケ一同ヨリ請書取之右仕訳書相添本使へ差出且金高并ニ人名等ハ失念右ノ内已ニ上納済ノ分モ有之是亦仕訳書ヲ以テ辰野宗城へ引継置候由申立候事

本文秋味并ニ網等工藤茂兵エ其外ノ者へ払下ケ取計ヒ其後右代金員数失念已ニ上納イタシ且未納ノ分モ有之然ル処信定ニハ既ニ壬申十月晦日免職相成候ニ付仕訳書ヲ以辰野宗城へ引継候由申立候事

本文運送賃ノ内ヨリ引去り金百円貫受候儀探索書ニテハ糾弾イタシ難ク候間確証等有之候ハ、猶工藤茂兵エ御糾ノ上同人口書御差越有之度候事。

本文西浜「テイ子イ」ハ元御手漁場ニ候処辛未年中右場所并同所諸漁具トモ入札払ノ儀伺ノ上石狩郡中望ノモノへ入札申付開札工藤茂兵エ外九人落札高四千六百三十八兩壹分永五拾壹文ニ有之右ハ三ケ年賦ニ上納不申付旨札幌表ヨリ通達有之其段茂兵衛其外へ申渡シ漁場等引渡遣シ其頃御用品等石狩郡ヨリ札幌表へ運送多端ノ折柄ニテ殊ニ茂兵エハ運送方重立取扱申付置然ル処同人并ニ鈴木徳右エ門菊地善七ヨリ前書年賦上納ノ儀運送賃御下ケ金ノ内ヲ以テ差引上納致ス度旨願出候ニ付義リ届候処、右ハ茂兵エ所持網船運送賃ノ分ヲ上納イタ（朱訂・致）シ度旨申立右網船ハ石高モ積込候事故同郡対雁村華畔村生振村三ヶ村へ相達候切組家作数棟并米塩等運送申付則右運賃ノ内三分ハ御払下七分ハ引去り前書年賦金へ差加へ候積り申渡シ右ノ次第ハ信定札幌表へ罷出候節八木下大主典へモ咄シ置其後信定ニハ辛未五月十八日東京へ出張致シ候ニ付運送賃及ヒ諸勘定ハ都テ山県使掌^{（注26）}へ引継置申立前書御勘定下調等出来札幌表へ差出シ置候段ハ追テ罷帰候上、同人申聞且御勘定本書調突合トシテ山県使掌儀札幌表へ出張辛未年分ハ更ニ御勘定都テ突合相済候由是又同人申聞、尤同年上納ノ内金四百十六兩壹分永九文六トハ運送賃金ヲ以差引上納済其余未納ノ分ハ壬申年分へ組込相成且同年中員数等失念米金并ニ諸品等ニテロ々上納相成候哉ニ相覚へ然ル処信定ニハ十月晦日本官披免候ニ付巨細仕訳書ヲ以辰野宗城へ引継置候旨申立候間猶宗城へ御尋合有之度候事

本文一件ニ付探索書ノミニテハ糾弾可致様無之候間不正ノ確証等有之候ハ、其旨御申越有之度候事

本文秋味密売ニ付鮭并漁場等ハ取揚方取計候ヘトモ友太郎其外ノ者へ過料申付候儀曾テ無之旨申立候事

本文薪木入札代惣高金三百八十七兩永二百四十二文三歩（内辛未年分三百七十七兩永二百四十二文三歩 壬申年分七十兩）取立本使へ不相伺除金ニ唱へ候石狩国出張所ニ備置且運送御用ニ付篠路川ヨリ小川根渡手入ノ節右除金ノ内ヲ以二百三十八兩二分永十三文九分遣払其他小費ノ分モ右除金ヲ以支払右内訳書ハ辰野宗城へ引継置候内右体本使へ伺ヲ経ス及取計候段今更恐入候由申立候事

2（5）五等出仕西村貞陽ヨリ司法省裁判所へノ回答

当使元中主典富田信定北海道石狩国在勤中金銀出納自俣ノ取扱致シ候一件ニ付同人御糺問ノ処当使ヨリ御回シ申置候探索書ト同人申立符合不致候ニ付右確証有無取調可申入旨御掛合ノ趣義知致シ候右ハ当地ニ於テ取調出来兼候間北海道へ申遣シ取調候上何分可申入候此段及御回答候也 六月廿四日

2（6）西村正六位外二名ヨリ松本大判官外一名へ掛合

元中主典富田信定官金自俣取扱一件探索書ト信定申立ト符合不致候ニ付確証取調候様司法省裁判所ヨリ申越候ニ付先便取調方申入置候処今差回無之然ル所別紙ノ通り同所ヨリ催促申越候間至急御取調御回シ有之度此段申入候也 九月二十五日

2（6）1 別紙ノ一

別紙ノ通り本年六月廿日付ヲ以及御掛合候処未タ御回報無之取扱差支候間至急御取調御回答有之度此段及御掛合候也

明治六年九月廿二日 司法省裁判所

開拓使

御中

追テ六月中差出候別紙下ヶ札ハ今般差出

不申候也

2 (6) 2 別紙ノ二

前段別紙ノ一ト同文

(略)

2 (7) 司法省裁判所へ往

当使元中主典富田信定奉職中金銀自俣ノ取扱一件取糾ノ儀ニ付探索書相添及御掛合候候処右探索書ト信定申立ト符合不致候ニ付確証ノ有無取調可相回旨六月廿日付ニテ御申越シ猶此程御催促段義知致シ候右ハ最前本庁へ申遣シ置候間当今取調中之事ト存シ候近日船便モ有之候間猶申遣シ差函次第可及御報候条此段申入置候也 九月廿五日

2 (8) 司法裁判所ヨリ来

御使元中主典足柄県貫属信次元介富田信定儀北海道石狩国在勤中金子出納自俣ノ取計致候由ノ一件ニ付御廻探索書ノ趣ヲ以信定糾弾申立ニ於テ不都合ノ筋モ不相聞候間尚探索ノ趣夫々確証等取調御差廻ノ儀去六月廿日付委細及御掛合置候処今以何等ノ御回答モ無之右ハ信定儀吟味中他出留申付置此上遅滞致シ候テハ不都合ニ付否至急御確報有之度存シ候尚又此段及御掛合候也 十一月十四日

2 (9) 司法省裁判所へ回答

当使元中主典富田信定御糾弾筋ノ儀ニ付本年六月中御掛合ノ趣札幌本庁申遣シ置候ヘトモ今夕回答無之尚今般御掛合ノ次第モ有之候ニ付至急取調方催促申遣シ候間到達次第御回シ可申不取敢此段御回報及候也 十一月十五日

2 (10) 西村正六位外二名ヨリ松本大判官外一名へ往同上ノ催促

本年六月廿四日付札ノ百六十二号ヲ以元中主典富田信定石狩在勤中金銀出納自俣之取扱致シ候儀ニ付司法省裁判処掛合面相副申遣置候処今以御回答無之間猶又別紙(朱後筆・前見)ノ通催促申越候間至急御取調御回答有之度此段及御掛合候也 十一月十五日

2 (11) 松本大判官ヨリ回答^(注27)

六年二月廿三日附御用状石狩詰富田信定在職中如何ノ聞モ有之留守宅ハ不相応多額ノ金ヲ死蓄指送り候云々付同人石狩詰中動止篤ト探索ノ上可申進御掛合ニ付、第三月三十日付ヲ以八木下大主典小林中主典控索書並同人引継一條ノ書類添へ御回答ノ末、札百六十二号司法省裁判所ヨリ申越候儀至急取調可申進追々遷延札ノ第三百九号ヲ以御催促ノ趣義知致シ候。

今度田中幹事巡回先キニ於テ石狩詰ニ為取調候処別紙并ニ下ヶ札之通り申出候最早是ヨリ外ニ取調可申候様無之、尤此ノ一件最前司法省ニテ同人糾弾可相成候儀一向爰元へ御打合無之今更困却候。元大判官岩村道俊昨冬巡回中ニテ同人ヨリ御金受払帳無之猶仕出シヲ以テ諸払並ニ個々専断ノ筋ト恐入書同処詰合込罷出候処、既ニ免官ニモ相成候末不得止事次第ニテ其俣引継候様岩村ヨリ指揮悉皆所布相濟候上ハ、同処詰合只今ニ相成候テハ何々々ノ廉々ハ確証可申候有之間敷尤八木下小林申立書モ固ヨリ探索書ニ付同人ノ申口トハ突合不申候儀モ極テ可有之候ヘドモ、何分今日ニ至テハ前條ノ始業ニ付其儀可然御了解有之度別紙相添及御回答候也 十月二十五日

2 (11) 1 別紙ノ一

辛未四月中ヨリ見出云々

壬申十二月

元中主典

富田信定

辰野宗城殿

本文用達金請払帳云々

本文塩三千三百俵金ノ内云々

2 (11) 1 ① 下ヶ札一

本文塩乱俵ニ付目形ヲ以テ左之通割賦致シ外数人差支者共ヘハ不貸渡不公平ノ取計ニ相見候且信定在職中ハ一金モ上納不相成貸渡ノ帳記ノミ引継ヲ請候事

一万二千九百八十八匁五百十二匁 工藤茂兵エ貸付

三千三百九十九匁五百十匁 小野武助貸付

三千八匁二百文目 畑山万吉貸付

六千九百六十匁四百匁 土人貸付

本文秋味并縄代云々

2 (11) 1 ② 下ヶ札二

本文信定申立之通り不納金仕訳ヲ以引継相成候事

本文運送賃ノ内ヨリ云々。

本文工藤茂兵エ不在ニテ口書可取調様無之尤同人不在ノ次第ハ別紙ノ通り戸長ヨリ届出候事

本文西浜并ニテイ子イハ云々

2 (11) 1 ③ 下ヶ札三

切組家其他米塩運送賃ヲ以漁場并ニ漁具払下ヶ代金年額上納ノ内ヘ可為相納旨富田信定ヨリ一所申聞有之候迄ニテ其運ヒ不相附候委細石狩詰辰野宗城下ヶ札ノ通ニ有之候依之此段申上候也

八木下信之 印

本文年賦金ヘ差加ヘ候積申渡迄ハ信定申立ノ通りニ候事札幌ニテ八木下大主典ハ咄シ置候儀当地ニテハ」不相分事

辛未五月十八日東京出張ハ十月ノ誤リノ事

運賃金及諸勘定等ハ都テ山県使掌ヘ引継ト有之候ヘトモ一金モ引継総テ自宅ニテ残置諸帳面ノミ引渡シ出京致シ候ニ付山県儀札幌ニテ諸帳記ノ突合ノミ残置候事

四百十六両壹分永六十九文六トハ、辛未年富田出京前運賃ノ内ヨリ引去上納ノ運ヒ相成居候事

其余未納ノ分ハ壬申年ヘ組込相成候ヘ共富田左職中米金諸品ニテ取立候儀更ニ無之。同人免職癸酉年ニ至リ追々取立ノ運ヒ相成諸品ニテ上納相成候得モ有之候モ信定ヨリ不納金ノ仕訳書ハ引継相成候ヘトモ壬申年取立候分ハ一金モ書戴無之事

本文一件ニ付探索云々

本文秋味密売ニ付云々

本文過料申付候儀無之申立ニ候処本人口書別紙ノ通りニ有之何等ノ廉ヲ以テ如此取揚候哉更ニ難解且金銀出納帳無之故没収ノ秋味并ニ金員受払精算ノ始末如何取計候哉一向不相分事西谷幸吉ハ小樽郡ヘ永住ニテ当地不在ノ者ニ候ヘトモ是亦一ヶ所ノ密売ニテ二ヶ所ノ漁場取扱且魚類モ取揚候由ニ相聞候間小樽出張ニテ同人口書取調候ハ、判然可致事本文薪木入札払代云々

本文除金ノ云々ハ信定申立ノ通ニ候事

2 (11) 2 別紙ノ二

本庁

庶務局

辰野権大主典

先般御回シ相成候富田信定尊至急取調可差出旨過日田中幹事殿御巡回中御口達ニ付則別冊へ付紙付けシ外ニ見合ノ書類三葉取調書一冊相副及御答候間是ニテ御義知有之度候也 十月二十一日

2 (11) 3 別紙ノ三

以書付御届奉申上候

居住

工藤茂兵衛

右之者去ル七月廿四日小樽郡江用事有之趣ニテ当地出立仕候処当節彼地ニモ不居合何方へ就相越候哉未タ行衛相知レ不申候ニ付此段以書付御届奉申上候上

明治六年十月十八日 戸長

岩田甚兵エ ㊤

石狩

御役所

2 (11) 4 別紙ノ四

一 辛未年富田信定殿東京出赴ノ節見立振舞致シ村網組合ノ入費ニ相立候ニ相違無御座候但シ頭取工藤茂兵衛不在ニテ金員明細ノ仕訳不相分候

右御尋ニ付此段申上候也

明治六年十月十八日 鈴木徳右衛門 ㊤

石狩

御役所

2 (11) 5 別紙ノ五

以書付奉申上候

私義

一 昨辛未年取扱ノ漁場毛尻ニテ雇人足共秋味四十束和合丸へ密売致シ及露顯候処数名人足共右金子分配致シ候末ニテ上納難相成ニ付右売渡候金子高百四両二分一朱私ヨリ御取立ニ相成外ニ秋味七十束筋子六十樽漁具不殘御取上相成候処追テ漁具筋子ハ御下渡ニ相成秋味ハ御下渡不相成漁場ノ儀ハ其節直ニ御引上ニ相成候ニ相違無御座候
右御尋ニ付此段奉申上候以上

□□□□

明治六年 弁天町居住

酉十月廿一日 森山友太郎 ㊤

石狩

御役所

前書之通り相違無御座候以上

副戸長

松嶋金右衛門 ㊤

2 (11) 6 別紙ノ六

富田信定石狩在勤中行跡取調書

富田信定石狩郡在勤中御金簞笥并鍵トモ自宅へ預り置辛未十月中東京へ出張中壬申四月（朱後筆・中）帰郡右不在中七ヶ月間御金并鍵其俣自宅へ預置、且引継ノ節除金ノ内古官宅売払代之内二分金九十円有之候処、右官宅願受致シ候者共ニハ二分金ニテ上納致シ候者無之左スレハ自分猥リニ取換候ニモ可有之哉不審ニ候。

除金引継之際見出シ伐木売払代之内十九円余（員数不分）十一月中引継処明細帳無之ニ付追テ明細帳相添候様申談シ候へハ、右金子不取調ノ廉有之ニ付調直シ御引渡シ致シ度候間金子御戻被下度段申出候ニ付直ニ相渡シ候へハ一月中ニ至リ金二百三十八円二分ト永七十三文九歩明細帳ヲ以引渡シ其節口上ニハ全ク二百金余ハ運漕ノ節小川根渡ニ遣払候ヘトモ専断ヲ以取計ヒ外ニ証人モ無之事故自分所持金ヲ以弁納致シ候旨申述候。

然ル処其砌信定儀附属高橋甚五郎ヲ別座ニ招キ、見出伐木代金実ハ百円丈ケ村山中主典^(注28)へ先般貸シ渡候ヘトモ、今般拙者免職ニ付テハ同人儀モ返済不致呉筈ハ有之間致候間帰京ノ節村山ヨリ取立当方ハ拙者所持金ニテ弁金可致旨相談有之ニ付勝手次第ニ可被成旨儀返答致シ候儀有之候得ハ、全ク官金ヲ自由致シ居候ニ相違有之間致候事右取調候始末此段ニ候也

明治六年十月 石狩郡在勤

辰野権大主典

3 (1) 開拓判官ヨリ司法省裁判所へ同上書類差出候ニ往翰^(注29)

当使元中主典富田信定糾弾筋ノ儀ニ付先達テ御掛合之趣札帳表へ申遣シ彼地ニ於テ取調ノ上御申越ノ件々へ下ケ紙致シ且辰野権大主典外三名ヨリ差出シ候書付五通トモ差越候ニ付則御回シ致シ候間右ニテ御義知有之度信定儀免職後ト雖ドモ東行ニ付漁民ヨリ見立振舞受或ハ辛未年秋味密売致シ候者ヲ捕押へ専断ヲ以秋味漁具等取揚候儀ノ所業有之候ヲ其俣ニ致シ置候テハ外官員ノ規箴難相立候ニ付御省ニ於テ御審問ノ上信定ノ異状ヲ以テ至当ノ御処分有之ニ於テハ当使ニテ異存ノ筋無之候條可然御取計有之度仍テ札帳表ヨリノ来書類相添此段申進候也 十一月廿二日

3 (2) 司法省裁判所ヨリ掛合

御使元中主典富田信定一件ニ付云々御回報ノ趣義知致シ則夫々及一覽候処辰野宗城其外下札ノ趣ニテハ多クハ不審ニ属シ兼テ信定申口ト齟齬致シ居此上右件々糾問可致ノ処結局宗城又ハ右事務擔当ノ官員披差出情実等委細義及其時宣ニヨリ信定へ突合及ヒ候上ニ無之テハ書面上ノミニテハ糾弾差支候條至急宗城カ又ハ擔当ノ官員一人御差出シ有之度昨去此上信定ニ於テ申訳雖相立程ノ確証モ無之候ハ、当裁判処ノ見込ニ処決可致左候ハ、別段宗城等御差出ニハ及不申尤是迄往復中大ニテ手間取り当人ニ於テモ憫然ノ至リニ付否至急御回答有之度此段及御掛合候也 十一月三十日
尚以別紙下ケ札写シ御見合適御回シ申候也

3 (3) 開拓判官ヨリ司法省裁判所へ同上ノ回答

当使元中主典富田信定一件ニ付差進シ候書類御一覽ノ処辰野宗城其外下ケ札ノ趣ニテハ多クハ不審ニ属シ兼テ信定申口ト齟齬致シ居此上右件々御糾問可相成処結局宗城又ハ右事務擔当ノ官員披差出情実等委細御糾問シ時宣ニヨリ信定へ突合無之テハ書面上ニテハ糾弾御差支ノ由依テ確証モ無之候ハ、其裁判所御見込ニ御所決可有之左候へハ別段宗城等差出ニハ及ヒ不申旨云々委詳御申越之趣致領義候過日御回報ニモ申進シ置候通り信定異状ヲ以御取調ノ上至当ノ御処分有之ニ於テハ素ヨリ当使ニテ異存無之此上別段ノ確証ハ無之儀ニ付宗城等不差出其裁判所御見込ヲ以御処決相成候様致シ度此段及御回報候也 十二月七日

尚以披遣別紙下ケ札写一覽済致返呈候也

3 (4) 司法省裁判所ヨリ来主典一人呼出書

御用談有之候条主典ノ内一名明十三日午前事十時当裁判所御差出シ有之度候也 十二月十二日

3 (5) 岡本大主典申立書

今十三日主典一人罷出候様司法省裁判所ヨリノ達ニ寄り罷出候処上田大解部面會ニテ此程申談シ相成候富田信定秋味密売取揚代金上納有無挨拶催促ニ付右ハ同人免職ノ節辰野宗城へ引継候仕訳書ノ内ニ秋味密売代金ノ名目無之ニ付上納不相成旨云々ノ書取差出シ候処一覽ノ上信定ノ申立ニハ札幌會計掛へ引渡候見出シ鮭売払代金六百円余ノ内ニ籠リ納メ候ニ無相違別ニ密売ノ名目ハ無之候ヘトモ右金円ノ内ニ小前訳有之其書類ハ同詰合山県使掌所持致シ候筈ニ付同人呼出シ相尋ネ候ヘハ明了ノ報ニ申立候間何レニモ納不納ノ儀判然不致候テハ信定ノ罪名難定候條篤ト取調候様談ニ付同人申立ノ趣ハ今日始ニテ義リ候儀故猶可調候ヘハ右ノ趣表向掛合有之候様致度旨及打合候事
十二月十三日

3 (6) 東京庶務課申立書

今十日司法省裁判所ヨリ呼出シニ付千早權中主典出頭候処当使元中主典富田信定儀ニ付昨日御回答有之候ニ付テハ同人可罰結局ハ伺ヲ不經シテ森山友太郎ヨリ秋味密売ノ過料取立且漁場漁具等引揚候專断之廉々有之候処右過料金本人申立ハ精算引継ノ節正ニ上納致シ候趣ニ候ヘトモ其受取証無之テハ其実判然ナラス候間上納ノ有無及御回答候同人申立ノ通り上納済ニ候ヘハ專断ノ廉計ニテ処置可致旨上野大解部申聞候就テハ辰野權中主典附紙ノ趣ヲ以左之通相答候テ可然哉此段申立候也 十二月十日

富田信定專断ヲ以テ秋味密売ニ付取上ケ候金員上納致シ候由申立候ヘトモ右ニハ誰人へ引渡シ候哉若免職ニ付取扱ノ官金辰野宗城ニ引継候ニ有之候ハ、信定ヨリ指出シ候仕訳書ニ秋味密売取上ケ金ノ名目可有之筈ルニ先頃御掛合書ノ内ニ信定申立ニハ秋味密売ニ付鮭并ニ漁場等ノ取扱方取計候ヘトモ過料申付候儀曾テ無之ト有之右鮭ノ売払代金納方ノ儀ハ不申立宗城ノ下ケ札ニ金銀出納帳無之故役取ノ秋味并ト有之候間引継仕訳書ニ密売秋味売払代ノ名目無之候ニ付上納不相済ハ顯然ニ候間右ノ廉々今一名信定御推糺有之度候事

3 (7) 同上

富田信定奉職中森山友太郎ヨリ鮭密売ノ儀ニ付取立候金百四円五十四錢余并ニ秋味七十束ノ代價信定ヨリ會計局へ納済ニ相違無之旨別紙八木下信之調書ニ依リ司法省裁判所へ相答候間此段申上候也 十二月十四日

3 (7) 1 別紙ノ一

石狩国石狩郡ニテ取上魚払代并ニ密売金別紙調書之通札幌庁會計局へ相納候処相違無之候也
但シ本文ニ廉トモ辛未十一月十二月兩月ニ納済相成候ニ付富田信定石狩郡引払ノ節引継ノ書類ニハ載無之候事
札幌
會計局
八木下信之㊤

3 (7) 2 別紙ノ二

石狩郡出張所ニテ辛未年引上ケ鮭并ニ筋子トモ元払取調書^(注30)

一 鮭三百八十六束拾六本

此石百十八石壺斗四升九勺九才
代金六百十五円七拾五錢八厘壹毛
内

三百束 永昇丸願請

此石九拾貳石七升六合六勺六才
代金五百四十七兩三分永百六文壹ト 但百石ニ付金五百九十五兩
内

二百十束六本 並白毛
此石七十石一斗 但三百束百石ノ積 百石ニ付金五百九十六両
代金四百十七兩永九拾二文

三拾一束八本 フナ
此石八石三斗七升三合三勺三才
代金四十九兩三分永七十一文三ト 但前同断石高ニ割落

五拾八束六本 ヒン
此石十三石六升三合三才
代金八拾兩三合永百八十九文八ト 但前同断石高ニ割落
✕

四十九束十六本 木村傳六願受
此石十三石六斗九升五合
代金四十九兩一分永五拾二文
但百石可金三百六十兩

内

二十束十五本 並白毛
此石六石九斗一升六合六勺七才
代金二十四兩三分永百五十文 但百石ニ付金百六十兩

二十九束一本
此石六石七斗七升八合三勺三才
代金二十四兩壹分永百五十二文 但前同断石高三割落手
✕

痛魚

二十二束 八幡丸願請代
此石七石三斗三升三合三勺三才
代金十三兩永二百文 但百石ニ付金百八十兩

大痛魚

十五束 諸向願受
此石五石目
代金五兩一分永百五十文
但百石ニ付金百八兩

一 筋子二十四樽 八幡丸願受
代金十二兩 但一樽ニ付金二分定
合金六百二十七兩三分永八文壹ト右之通り辛未年引上ケ鮭并ニ筋子トモ元払

調書面之通ニ候也

辛未十二月 使掌山県有景

3 (7) 3 別紙ノ三

同郡鮭密売金調

一券百十円	上モシンレツフ漁業人	西谷幸吉納
一券百四円五十銭	下モシンレツフ同	森山友太郎
一券三円五十銭	元小使次兵エ倅	村山次助納

合券二百拾八円

右ハ

石狩郡漁業中密売金書載之通り札幌會計へ引渡シ候也

申十一月 権少主典山県有景

3 (8) 西村正六位外二名ヨリ松本大判官外一名へ往翰

元中主典富田信定奉職中不正廉糾弾ノ儀ニ付司法省へ及掛合置候処今般処分ノ儀ニ付別紙ノ通り申越シ候條夫々御処分有之度別紙相副此段申進シ候也 十二月廿八日

3 (8) 1 別紙ノ一

其御使元主典富田信定儀於北海道秋味密売一件ニ付今二十五日別紙写之通所断申渡シ候條●御心得右写卷通差進申候付テハ石狩国弁天町森山友太郎儀密売犯罪ノ廉ハ其御使於テ至当ノ御処且密売証金ハ先般御申立ノ次第モ有之候間裁判所於テハ別殿不及処分候此段申入候也

十二月廿五日

3 (8) 2 別紙ノ二

申渡

足柄県貫属士族

富田信次厄介^(注31)

富田信定

其方儀開拓使中主典奉職中北海道於テ秋味密売ノ儀ハ嚴禁ニ候処石狩国弁天町森山友太郎儀密売犯罪ノ廉ハ其御使於テ至当ノ御処分有之度且密売証金ハ先般御申立ノ次第モ有之候間裁判所於テハ別殿不及処分候此段申入候也 十二月廿五日

3 (8) 3 別紙ノ三

申渡

足柄県貫属士族

富田信次厄介

富田信定

其方儀開拓使中主典奉職中北海道於テ秋味密売ノ儀ハ嚴禁ニ候処石狩国弁天町森山友太郎密売致シ候●専断ヲ以テ秋味并ニ密売金漁獵道具等取揚ケ追テ苛酷ニ可有之ト存付船并ニ網等ハ本人へ差戻トモ右科事応奏不奏律^(注32)ニ擬シ免官ノ後タルヲ以テ庶人贖罪例ニ依リ懲役三十日ノ贖罪金二円五十錢申付候事

『明治六年 開拓使公文録 法憲之部』 (道立文書館・簿書5753)

注

- 注1 「元中主典富田信定、贖罪例ニ依り処断ノ件」
『開拓使公文録 明治六年 法憲ノ部』 道立文書館・簿書5753
- 注2 『残務履歴』 道立文書館・簿書6307
- 注3 「富田半平、拝借地の件」『開拓使公文録 八』
道立文書館・簿書5482
- 注4 『免官履歴草稿』 道立文書館・簿書6323
- 注5 『石狩場所』 北海道大学附属図書館・別951,
4-KON
- 注6 森山友太郎 漁業、松前出身、嘉永3年生、寺社
総代も務めた町の名士。
- 注7 高島甚五郎 高島晴信、開拓使官吏、漁場経営
者。
- 注8 『石狩往復巻 明治四辛未年』 北海道立文書
館・簿書306
- 注9 工藤茂兵エ 工藤茂兵衛、文化12年頃生まれ、
津軽郡黒石出身、荒物渡世。
- 注10 村山伝次郎 蝦夷地の代表的な場所請負人だっ
た阿部屋村山家は六代伝兵衛の頃、別家筋をもって
漁業部と廻船問屋部をたて、漁業部の当主は代々伝
次郎を名乗った。本文中の伝次郎は二代目で、もと
室賀伊助といい初代伝次郎甚作の妹ソノに入夫して
漁業部名儀人となり伝次郎を名乗った。この頃の村
山家は実質的にこの二代目伝次郎が中心となって経
営を行っていた。明治13年没。
- 注11 高橋新兵衛 小間物渡世、文政11年頃生まれ、
明治4年に本町ほか9町の字名を提出した三人の在
方役人のひとり。明治4年以降の動向はよく分から
ない。石狩御用留に名前が見え、幕末から石狩に來
住していた。以下石狩の住民について特に典拠を上
げていないものは、道立文書館・B55-3/793「開
拓使石狩国石狩郡各町村戸籍抄録」を参考にした。
- 注12 「入札書」 北海道開拓記念館所蔵 村山家資
料収蔵番号100517
- 注13 土田宇兵衛 越後国頸城郡高田下町出身、旅籠
屋渡世、後に漁場経営者。明治4年に本町地区九町
の字名を提出した三人の在方役人のひとり、万延元
年の旅籠経営者中に宇兵衛の名が見える（札幌市
編、1989）。兵部省の管轄下にあった明治2年11月
には既に村頭を務めている（札幌市編、1989）。明治3

年の「石狩郡諸調」にトエヒリの漁場主として名が
あり、漁場経営はこの頃からと見られる（石狩町
編、1972）。

- 注14 鈴木徳右衛門 陸中国岩手郡本宮村出身、天保3
年頃生まれ、旅籠屋渡世、石狩郡副戸長など在职役
人を長く務めた、土田宇兵衛と同じく万延元年の五
十嵐勝衛門文書に旅籠経営者として名がある。
- 注15 封状行違の次第・・・ 明治5年10月に、富田
信定が東京の兄に送った現金120円が行方不明に
なった事件のこと。（開拓使公文録・「足柄県貫属
士族富田信定ヨリ自宅宛金子入書状等、紛失ノ
件」・道文5563・） 調査の結果、開拓使函館支庁
内で紛失したことが明らかとなり、函館支庁の関係
職員が弁償することになった。（宇川、1993）しか
しこの事件が黒田長官の眼に留まり糾弾されること
になる。
- 注16 辰野宗城、天保14～明治33年、斗南藩出身、明
治5年3月開拓使10等出仕、明治5年4月札幌詰、
同9月任開拓中主典、同10月石狩郡詰、同11月開拓
権大主典、明治7年11月石狩在勤差免民事局勸農課
申付、明治22年北海道札幌区長兼石狩厚田浜益千歳
郡長、明治9年5月の石狩町大火の際は、札幌在勤
だったが開拓判官松本十郎とともに徹夜で石狩に駆
け付けた。
- 注17 大岡助右エ門 大岡助右衛門、天保7～明治35
年、武蔵国久良岐郡大岡村（現横浜市）出身、安政
5年五稜郭建設工事を請け負った中川組の大工頭と
なり、明治4年独立し札幌市街建設の請負人として
活躍、札幌農学校、豊平橋、豊平館などの建設にあ
たった。
- 注18 沢田福蔵、経歴は不明だが、明治3～4年頃石
狩に在住していた。
- 注19 生振村御救助農夫 明治4年5月に宮城県宮城
郡から入った「玉木団体」29戸124人のことと推
定される。この団体には、明治2年の「移民扶助規
則」に基づき家屋や寝具が給与され、3年間にわたり
食料と塩味噌料の名目で現金の支給もあった。彼
らを雇ったことが「密雇」だということから、救助移民
には開墾に専念する義務が課せられていたと考えら
れる。当時、玉木団体の移住者たちは入地してあまり
間もなく、農作物による収入は見込めなかった。
開拓使から支給される金では不足、現金収入が必要
だったことが背景にあったと推測される。

注20 別紙四、五にあるように富田は石狩出張所在勤中、金銭の帳簿を全く作らず、独断で出納を行っており、公金の不正使用疑惑が強い。しかし、調査した辰野、八木下両人は既に退職済みであるから止むを得ない（不問にする）という意見である。

注21 小林が疑惑として挙げているのは、明治4年の漁場入札不正をはじめとする漁業者との癒着疑惑と公金横領疑惑である。長く村山家の漁場であった西浜及びテイ子が「村民共有の漁場」「村網」となったことは、村山家記録にもある。しかし村網とはどのようなものか実態は不明であった。この文書から見ると「村民共有」とは「村山家の独占的な漁場ではなくなった」という意味のようである。また「村網」とは、入札によって漁業権を獲得した者が管理組合のようなものを置き、村民はこれに歩合を払って漁をする形態だったようである。

注22 工藤茂兵衛らと富田の癒着に関する話で、明治4年12月に富田が上京しており、土産を40箱のほか塩引鮭を多数持って行き、いくらなんでも身分不相応だ、と評判になった。また、その際に自宅で壮行会を行った費用100円を出入りの町人に負担させたという。

注23 当時、石狩の鮭に掛る税は3割で、これは近世からであった。獲った鮭はテッキと呼ばれる取税所に持ち込まれ、本数を数えたうえで課税分の鮭が差し引かれた。ほかの区域では2割程度の税率だったから3割はかなり高い税率で、税がかからないなら1割引きで売っても2割の儲けになる。そのため密売が横行した。ただ、森山らのケースは、鮭、筋子を没収した上漁具を取り上げ、さらに罰金を科すという過酷なもので、これが後に問題になった。

注24 明治5年が記録的な豊漁であったことは各種史料に見られる。例えば「地誌提要」は、鮭の漁獲高を明治4年一万二百一十石七斗一升七合に対し明治5年は一万八千七百二十三石九斗五升としており、例年のほぼ2倍の漁獲があったことになる（道文・簿書7077）そのため塩引きに加工するための塩が足りなくなり腐敗するものが多く出たという。工藤茂兵衛らは篠路の味噌醤油醸造所に蓄えてあった塩を融通してもらったというのだが、後にこの塩の代金の支払いに苦しむことになる。（2（4）5別紙ノ五など）

注25 2（4）開拓使東京出張所からの告発を受けた

司法省であるが、八木下、小林など開拓使官吏への事情聴取は断られ、富田本人を取り調べたものの、のらりくらりと言い訳するばかりであった。追加の捜査資料の提出を札幌本庁に求めるも全く無反応という状態が2（10）まで続く。

注26 山県使掌 山県有景。開拓使貫族卒族。明治元年函館裁判所採用、明治2年2月石狩詰。同年10月兵部省属、明治3年4月、兵部省御用済、同月開拓使使掌拝命（明細短冊・道文・簿書393）

注27 督促されていた富田の諸疑惑に対する回答書である。特に添付文書の2（11）6別紙ノ六富田信定石狩在勤中行跡取調書には生々しい富田の言動ともに、既に岩村判官が処分を決定していたことが明らかにされている。

注28 村山中主典 村山貴正。開拓使官吏。明治2年9月権少主典、明治4年9月札幌詰、同年11月底務掛申付、明治5年8月中主典、明治7年12月退職。

注29 札幌本庁からの報告を受けた東京出張所は、いかに富田信定が既に免職になっていようと、このような振る舞いが許されるなら他の官吏の規律を維持することが出来ないとし、何としても処罰するよう司法省に依頼している。司法省もその意向を受け処罰しようと札幌本庁との協議を進める。

注30 このころ鮭20本が1束で、60本（3束）で一石、6本は一斗、1本は一升六合六勺六才となる。しかし、計算の合わない部分がある。

注31 富田信次厄介 厄介とは成人していながら親族の戸籍に属している者のこと。結婚すると独立して戸籍を立てるから、兄の家に寄宿していた信定は未婚だったと考えられる。

注32 応奏不奏律 独断専行を戒める規則。札幌本庁の開拓判官松本十郎が明治6年冬に不況対策として道庁周辺の土木工事を発注し、東京出張所の黒田長官に無断で進めたとして同じ「応奏不奏律」に問われたことがある。

引用文献

長谷川嗣編、1968。石狩場所請負人 村山家記録。石狩町教育委員会。

石狩町編、1972。石狩町誌 上巻。石狩町。

犀川会編、1983。東久世開拓長官日録抄。犀川会資料。北海道出版企画センター。

札幌市教育委員会編, 1987. 新札幌市史 第6巻 史料編

1. 札幌市.

札幌市教育委員会編, 1989. 新札幌市史 第1巻 通史

1. 札幌市.

札幌市教育委員会文化資料室編, 1989. 第4章 人物編

『開拓使時代』. さっぽろ文庫50. 札幌市.

宇川隆雄, 1993. 北海道宿駅(駅通)制の研究 中巻.

宇川剛也.

山田博司, 1998. 開拓使の組織と職員2 勅任官・奏任官の履歴. 北海道立文書館研究紀要, 13: 40-88.

山田博司, 1999. 開拓使の組織と職員2 勅任官・奏任官の履歴(2). 北海道立文書館研究紀要, 14: 16-78.

山田博司, 2000. 開拓使の組織と職員2 勅任官・奏任官の履歴(3). 北海道立文書館研究紀要, 15: 36-107.

